

議選監査委員に関するヒアリング結果について

議選監査委員経験議員（現在の議員任期中に監査委員を務めた議員（4名）。現職を除く。）にヒアリングを行ったところ、以下のとおりでした。

1 議会の監視機能との関わり

- ・ 県民の意見を幅広く聞いている人間として、議会として、監視機能を担ってきた経験を監査に反映させることが必要だと思う。むしろそういうものを生かしていくべき。
- ・ 議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、引き続き存置する必要がある。

2 政策の妥当性という観点から

- ・ 議員は、政策の妥当性という観点についての意識を持っているので、議選監査委員は置いた方がよい。
- ・ 政策の流れなどが資料（監査説明書等）には明記されないので、政策に内包された政治的判断をきちんと把握している議選監査委員は必要である。
- ・ 本県は600ヶ所にも及ぶ監査対象があり、監査委員を務めることで担当議員としての視野を広げることにもなり、また、識見監査委員を補うこともできる。
- ・ 議員の目からの多角的な視点での指摘があった方がいいと思う。識見監査委員は専門分野が分かれているため、広い視野で、県政全般に渡って関わりのある議員が携わることに意味があるのではないか。
- ・ 監査委員の中で協議する場合に、なぜそのような業務内容等になるのかという議論をすることがあるので、議選監査委員は2人いた方がいいと思う。

3 住民自治の立場から

- ・ 住民からの請願、陳情等、地域の声を直接聞いて政治の流れをつくっている議員から選ばれた監査委員がいなければ、業務内容等がなぜそうなっているのかという説明が難しい。税務、法務からのアプローチだけではなく、住民の立場が重要である。
- ・ 県民目線からの視点が必要である。議員は、県民から選ばれてきているという点では、専門家と異なる目線がある。

- ・ 規模の大きな自治体としては、首長の目が行き届かない対象もあり、住民代表の議員がチェック機能を果たすことが重要である。

4 その他

- ・ 自治体の規模により、監査対象件数や議員数等が異なると思うので、都道府県から市町村まで全国一律に議選監査委員の存廃を議論することは無理がある。
- ・ 議会の経費も監査対象であることについては、議員も、監査委員という立場で、議会の内容を理解した上で議会費を精査できるという利点もあるのではないか。

○第31次地方制度調査会答申における「議選監査委員のあり方」に関する記述

「議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、

一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、

各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。」

○第31次地方制度調査会での委員意見（主なもの）

（佐々木委員／中央大学教授（行政学））

- ・ 制度としてはやはり住民自治とか、住民監視という立場から言うと、お金の技術的な効率性、効果性あるいは合法性の議論だけではなくて、少し政策の妥当性みたいなお話も多分、選挙で選ばれてきている方々は意識として持っていますので、私は、議選監査委員は置いたほうがいいのではないかと。
- ・ 戦前の市会、町会、村会は監査が仕事

（辻委員／一橋大学教授（行政学））

- ・ 分権の大前提からすると、自由度を増していく改革が重要で、議選のない可能性をつくっていくことが重要

（大山委員／駒澤大学教授（政治学））

- ・ 議会の経費も監査の対象ですので、住民から見ると、自分が使っているものを自分で監査するみたいに逆にとられるおそれもある

（伊藤委員／首都大学東京教授（行政学））

- ・ 本来、議会が監査に関してきちんとチェック機能を果たすというためには、監査の結果や首長の策定した決算について、議会がきちんとチェックをする、議会全体としてチェックをすることのほうが重要であって、その代表者の1人が誰かが出て行って、監査の業務を兼ねるということは、むしろ首長と議会との緊張関係という観点からも余り望ましくない

〔参 考〕平成29年5月30日(火)参議院総務委員会での参考人意見

(第193回国会参議院総務委員会会議録第15号より)

(参考人：江藤俊昭／山梨学院大学教授(行政学))

～略～

かなり多くの議論の中に、議選の監査委員は独立性、専門性から問題ではないか、なじむのか。それから、単にポストの一つとしてみなされて、任期が四年にもかかわらず短期で替わることにはいかがなものか。あるいは、今日、政務活動費問題も含めて、議会にかかわる住民監査請求が多く上がっていて、これでは審査できないんじゃないだろうか。これは確かにそういうふうな議論があって、議選の監査委員制度自体の廃止というのも長年強調されていました。

～中略～

いわば用心棒説というのがあるんですが、これは、監査委員制度が生まれたときに、政府の説明で、識見だけではなくて力を持った議選がいることによって充実した監査が可能なんじゃないだろうかという議論だったと思うんですけども、政治的な感覚を持って監査に当たることも必要だ、実際はこうした役割を実践している議会は少ないかもしれないので、その可能性というのはあるんじゃないかなというふうに思っています。だから、なくせばいいという議論ではないということです。

～以下略～